

入札公告

次のとおり一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和6年4月22日

桜井市長 松井 正剛

1. 入札に付する事項

- (1) 業務名 令和6年度桜井市防災情報伝達システム基本設計委託業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行場所 別紙仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和6年9月30日まで
- (5) 担当課 桜井市 市長公室 危機管理課
電話：0744-42-9111（内線1411）

2. 入札するものに必要な資格に関する事項

- (1) 本市の令和6年度桜井市建設工事等競争入札参加資格者名簿に「建設コンサルタント」業種で登録していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (4) 公告の日から入札執行の日までの間において、桜井市建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要綱による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」という。）を受けている者でないこと。
- (5) 桜井市暴力団排除条例（平成23年桜井市条例第21号）第2条第1号もしくは第2号に該当する者、又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 桜井市一般競争入札参加申請書（様式1）（以下「申請書類」という。）を提出するときに国税または桜井市税を滞納していないこと。
- (7) 近畿2府4県内に本店又は支店・営業所等があること。
- (8) 企業として個人情報保護法を遵守する認証「ISO27001 情報セキュリティマネジメントシステム」または「プライバシーマーク」の認証を取得していること。

- (9) 市町村デジタル同報通信システムの実験試験局 (ARIB STD-T86, T115) 及び地域振興波の実験試験局を使用し、簡易無線の周波数帯においてもエリア調査を行えること。なお、実施時には、無線局免許状の写しを提出すること。
- (10) 平成26年4月1日から令和6年3月31日までに、複数の方式による防災情報伝達手段を用いた市町村防災情報伝達システムの設計実績を2件以上有すること。
なお、複数の方式とは「災害情報伝達手段の整備等に関する手引き（令和6年3月消防庁防災情報室）」4. 災害情報伝達手段の特徴と現状に示す「(1) 防災行政無線等」・「(2) その他の情報伝達システム」に記載されたシステムからそれぞれ1件以上あることとする。

3. 入札参加申請に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、申請書類を提出しなければならない。
- (2) 期限までに申請書類を提出しない者は、本入札に参加することはできない。
- (3) 申請書類の提出期間及び方法
- (ア) 申請書類の提出期間
令和6年4月30日（火）まで（必着、郵送可）
ただし、土曜日・日曜日及び祝日を除く。また、受付時間は午前9時から午後5時までとする。
- (イ) 申請書類の提出方法
持参または郵送（一般書留、簡易書留）によること。
- (ウ) 提出先
〒633-8585
奈良県桜井市大字粟殿432番地の1
桜井市役所 市長公室 危機管理課
電話：0744-42-9111（内線1411）
FAX：0744-42-1747
- (4) 入札参加者の決定通知
令和6年5月1日（水）に入札参加申請者へ発送する。ただし、入札参加決定通知後において、入札参加要件の不適合が判明した場合は、入札に参加できないものとする。

4. 仕様書等についての質問

本入札公告及び仕様書において質問等がある場合は、別紙質問書の様式を、令和6年5月10日（金）午後5時までに、下記 URL に添付して行うこと。回答は令和6年5月14日（火）までに質問者及び入札参加申請者（入札参加決定通知後は入札参加決定者）へ申請書類に記載のメールアドレス宛に電子メールにて送付する。

URL:https://apply.e-tumo.jp/sakurai-nara-u/offer/offerList_detail?tempSeq=35430

5. 入札方法等

- (1) 入札方法 郵便入札（持参可）
- (2) 入札書の提出方法 持参または郵送（持参の場合は、開庁日の午前9時から午後5時まで。郵送の場合は、一般書留または簡易書留に限る。）
- (3) 入札書の提出先 上記3の(3)の(ウ)に同じ。
- (4) 入札書の提出期限 令和6年5月17日（金） 午後5時まで（必着）

6. 開札日時及び場所

- (1) 開札日時 令和6年5月20日（月） 午後2時
- (2) 開札場所 奈良県桜井市大字粟殿432番地の1
桜井市役所3階 災害対策本部室

7. 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

8. 入札書に記入する金額

入札者は、課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税を除いた金額（110分の100）を入札書に記載するものとする。

9. 入札者に要求される事項

- (1) 入札参加者は、別紙の仕様書を熟読の上、入札しなければならない。入札用の封筒の中には、必要事項を表記した入札書を封緘すること。
詳細は「郵便入札について」を参照すること。

10. 落札者の決定方法

上記2の入札参加資格をすべて満たし、入札者の入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、落札決定を保留した上で、立会人にくじを引かせて落札決定するものとする。当該者が立会人の場合は、その者が当該者のくじを引くものとする。当該者が立会人でない場合や、くじを引くことを辞退する者がいた場合は、当該入札に関係のない桜井市職員がくじを引くものとする。

11. 保証金

- (1) 入札保証金は免除する。ただし、落札者が落札後契約を締結しない場合は、桜井市契約規則第17条第2項に基づき損害賠償金を納付しなければならない。

- (2) 契約保証金は、契約の相手方となるものが、契約金額の100分の10に相当する額以上の現金で納付するものとする。ただし、桜井市契約規則第27条各号に該当する場合は免除する。

12. 入札の無効等

- (1) 上記2に記載した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札、虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。
- (2) 入札参加者が入札までに入札参加資格を満たさなくなったときは入札に参加できないものとする。
- (3) 入札において事故が起きたとき、または不正な行為があると認めるときは、入札を中止又は延期する場合がある。
- (4) 落札者が契約までに入札参加資格を満たさなくなったときは、契約の締結はできないものとする。

13. その他

- (1) 入札参加資格決定通知書交付後、入札を辞退する場合は、必ず入札辞退届を危機管理課に提出すること。
- (2) 落札者と桜井市による委託契約の締結を要します。また、契約書作成に要する費用については、落札者による負担とします。
- (3) 落札者は、桜井市契約規則第23条第1項の規定に基づき、落札の日から5日以内(特別の理由により必要のあると認めるときは指定する日まで)に契約を締結するものとします。
- (4) 落札者は、契約書に金額内訳明細書を添付することを要します。
- (5) その他については、桜井市契約規則によるものとする。

14. 担当課

桜井市役所 市長公室 危機管理課

住 所：奈良県桜井市大字粟殿432番地の1

電 話：0744-42-9111（内線1411）

F A X：0744-42-1747